

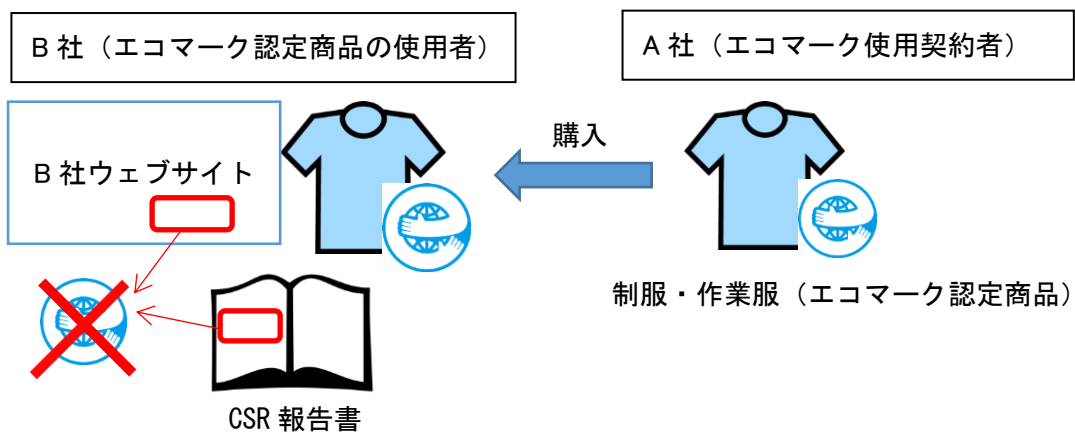
『エコマーク商品ユーザーロゴ』に関する Q&A

『エコマーク商品ユーザーロゴ(以下、ユーザーロゴ)』についてお問い合わせの多い項目を Q&A 形式でご紹介します。

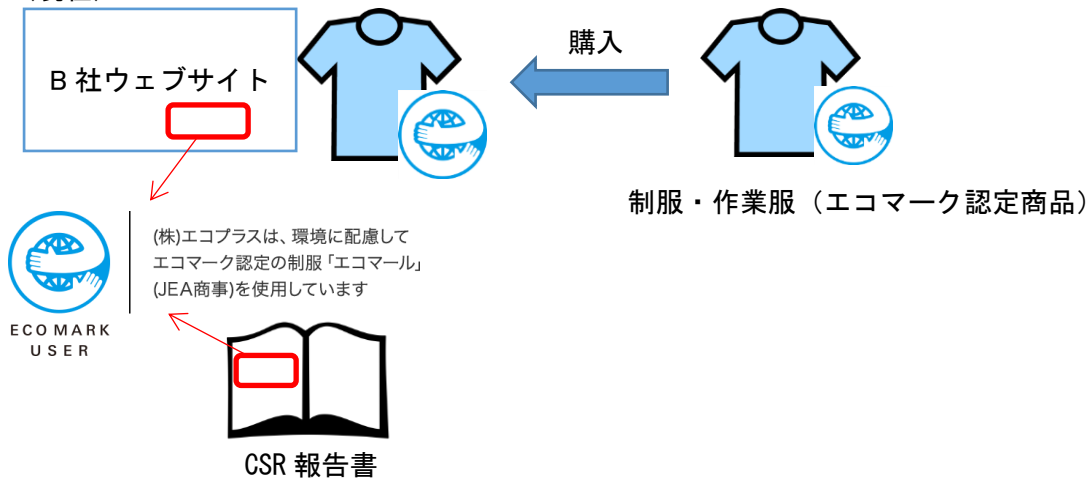
Q1. ユーザーロゴは、どのような媒体に表示することができますか。

A1. 最も基本的なケースとしては、使用契約者以外の第三者がエコマーク認定商品を使用していることを PR する環境報告書やウェブサイトが挙げられます。従来このケースでは、エコマーク事務局と使用契約を締結していない第三者がエコマークを使用することはできませんでしたが、このたび第三者からのご申請により、ユーザーロゴが使用できるようになりました。

(従来)



(現在)



Q2. エコマーク認定を受けた資材(生地、印刷インキなど)を使用した最終製品(完成品)にユーザーロゴを使用することはできますか。

A2. 原則としてできません。エコマーク認定を受けた資材を使用した最終製品(完成品)にエコマークロゴを使用する場合には、最終製品で通常のエコマーク認定審査を受けていただく必要があります。以下に最終製品と資材を例示します。

最終製品(完成品)	資材
制服・作業服	生地、糸、ボタン、ファスナーなど
印刷物	印刷用紙、印刷インキ、製本資材など
封筒	印刷用紙、印刷インキ、窓付き封筒の窓部など
家具	ボード、接着剤、塗料など

Q3. ユーザーロゴ使用の対象となる製品のエコマーク認定が終了した場合、ユーザーロゴを使用している企業・団体はその事実をどのように把握するのですか。

A3. 「ユーザーロゴ」使用者の皆様には、ロゴ使用の対象となるエコマーク認定商品が真正であることの確認を確実に行っていただくようお願いしておりますが、別途、エコマーク事務局から使用者様のご登録メールアドレス宛に、ユーザーロゴ使用の対象となる製品のエコマーク認定が終了した旨をご連絡いたします。

なお、エコマーク認定期間中に出荷された商品(市場流通品を含みます)を使用している間は、引き続きユーザーロゴをご使用いただけます。

Q4. 当社では、制服や文具などのエコマーク商品を購入し、グリーン購入に努めています。そのことを自社で使用する封筒や名刺に謳い、ユーザーロゴを使用することはできますか？

A4. 封筒や名刺は、エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品」の対象品目となっており、封筒や名刺自体がエコマーク認定を受けていると誤認されるおそれがあるため、ユーザーロゴは使用できません。